平成13年(ネ)第1870号 実用新案権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成11年(ワ)第15003号)(平成14年1月21日口頭弁論終結)

株式会社マルナカ 控訴人 野 訴訟代理人弁護士 牧 利 秋 辺 克 彦 同 田 藤 田 耕 同 子 辺 田 同 邦 田 辺 信 彦 同 奥 宮 京 同 伊 ゆみ子 藤 同 中 西 和 幸 同 市 Ш 同 佐知子 安眞高 同 藤 真 口 畄 加奈子 口 木 いづみ 紀二 松佐横 林 智 同 藤 修 同 龍 内 同 |渉二子樹治 大植 野 同 松 祐智 同 塩宍 Ш 同 口 戸 補佐人弁理士 小 林 正 茂 伊 藤 同 同 青 Ш 被控訴人 日軽熱交株式会社 訴訟代理人弁護士 田 倉 同復代理人弁護士 黒 澤 代 佳 大 滝 補佐人弁理士 均 文 本件控訴を棄却する。

本件控訴を乗却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

- 1 控訴人
- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、原判決別紙物件目録一の熱交換器用パイプを製造し、使用 し、又は譲渡してはならない。
- (3) 被控訴人は、原判決別紙物件目録二の熱交換器を製造し、使用し、又は譲渡してはならない。
- (4) 被控訴人は、その占有に係る前2項記載の熱交換器用パイプ及び熱交換器 並びにこれらの製造に用いる設備を廃棄せよ。
- (5) 被控訴人は、控訴人に対し、1億200万円及びこれに対する平成11年7月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (6) 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
 - (7) 第(5) 項につき仮執行宣言
 - 2 被控訴人

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、熱交換器用パイプについての実用新案権(本件実用新案権)を有する控訴人が、被控訴人の製造販売に係る熱交換器用パイプ(被控訴人パイプ)及び熱交換器(被控訴人熱交換器)は、本件実用新案権に係る考案の技術的範囲に属すると主張して、被控訴人に対し、被控訴人パイプ及び被控訴人熱交換器の製造販売等の差止め等及び損害賠償を求めた事案であり、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決に対し、控訴人が取消しを求めている。

本件の当事者間に争いのない事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、

以下のとおり当審における主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の 「第二 事案の概要」のとおりである(ただし、原判決6頁9行目の「実用新案公 報」を「実用新案登録公報」に、27頁6行目の「本件考案」を「本件実用新案権 に係る分割出願」に改める。)から、これを引用する。

控訴人の主張

原判決は、争点 1 (構成要件充足性)に関し、被控訴人パイプが本件考案の 構成要件を充足することを認めたので、以下、専ら争点2(公然実施による実用新案登録の無効)及び争点3(先使用による通常実施権)について述べる。

- 本件実用新案権に係る実用新案登録出願日(原出願の日である平成元年9 月11日をいう。以下「本件出願日」という。)前に被控訴人によって製造された 熱交換器用パイプ(以下「本件出願前製品」という。)の形状は、本件出願日後で ある平成5年以降に被控訴人によって製造された被控訴人パイプの形状と明らかに 異なっており、本件出願日前製品は、公然実施による本件考案の実用新案登録の無
- 対理由も、被控訴人の先使用による通常実施権(以下「先使用権」ともいう。)も基礎付けるものではない。以下詳説する。

 (2) 本件考案は、「チューブの差し込みが容易で、チューブが曲らず真直に差込まれ、チューブのロー付け面積が十分に広くとれる熱交換器用パイプを提供する こと」(本件明細書〔原判決添付、甲1〕段落【0006】)を目的として、差込 み穴の長手方向端部の「内周面のうち平行部よりも肉厚方向外側に外側広がりの挿 入ガイド部が同平行部と連続して加圧成形され」(構成要件d)、 「その挿入ガイ 人カイド部が同平行部と連続して加圧成形され」(構成要件 d)、「その挿入カイド部の外側にそれと連続して外側広がりのガイド突子がパイプの外周面より外側に突出するように形成されてなる」(構成要件 e)構成を採用したものであり、この構成によって、①チューブの差込みが容易になる、②組立精度が向上し、チューブのロー付けも確実になる、③パイプへのチューブのロー付けも確実かつ強固になり、機械的精度が向上するとともに、そのロー付け部分から冷媒が漏れにくくなる、④作業性が良い、⑤パイプ自体がくぼんだり曲がったりしないので、加工しやまた。 すく、加工費もかさばらない等の効果を奏するものである。したがって、構成要件

成と同時に同差込み穴下の長手方向端部の内周面Gの肉が外側に加圧されて形成さ れる」(段落【0015】)、「ガイド突子2a及び挿入ガイド部2は差込み穴F の長手方向端部の内周面Gの肉厚方向外側だけを、差込み穴Fのプレス加工の際に 同時に外側広がりになるように加圧して外側広がりのテーパーに変形させると共に、ガイド突子2aをパイプ1の外周面5より外側に突出するように形成してある」(段落【0017】)との記載に示されているとおり、突子は挿入ガイド部とともに意識的に加圧加工されて形成されるものであり、上記の加圧加工をすることと なく、プレスして差込み穴を打ち抜く際に生ずる差込み穴先端の単なる立ち上がり やバリのようなものとは明確に区別されるものである。

(3) ところが、以下のとおり、本件出願前製品において、本件考案に相当する

考案は存在しないか、又は未完成であったというべきである。 ア 本件出願前製品には、外側広がりの挿入ガイド部に相当する部分が明確 ア 本件出願前製品には、外側広がりの挿入カイト部に相当する部分が明確でなく、わずかに先端部分が外側広がりになっていることがうかがわれる程度のもの(甲36の1)、突起部分についてはそれがわずかに存在するもの(乙32の右の)、突起部分についてはそれがわずかに存在するもの(円27の1)等が存在して 側写真)、突起部分が明確に識別し得ない状態のもの(甲37の1)等が存在して いる。仮に、被控訴人の主張するように、パンチ刃の肩部をチューブ差込み穴に押 し当てて加圧成形していたとすれば、本件出願前製品の差込み穴両端部の突起部分 の形状及び大きさにこのようなばらつきは生じないはずであり、なぜこのようなばらつきが生じているのかを明らかにする合理的な説明もされていない。 なお、平成元年8月10日製造の製造番号NKK9810の熱交換器の

パイプ (Z7、26、27、検Z3、4)に関しては、確かに、Z7添付の断面写真59、60、64~67を見る限り、原判決の認定するように「右パイプにはパ イプ外周面から突出する突起部分が形成されていることが認められる」(原判決4 6頁10行目~11行目)という形状に見える。しかし、証拠として提出されてい る被控訴人の製造に係る熱交換器用パイプは、差込み穴の形成後に、チューブ差込み、ロー付け、塗装といった工程を経ており、更に切断面を示すための切断及び研

磨が加えられていることに留意する必要がある。特に、上記断面写真に係るパイプは、コンデンサーから切り取った切断片を樹脂固めすることなく研磨したものであることが明らかなところ、パイプはアルミニウム製で柔らかくて変形しやすいこと、差込み穴先端は何倍にも拡大しなければ確認しにくいほど小さく、先端が尖っていること、差込み穴先端までローが満たされている場合は樹脂固めをし変形しにくいが、上記製品のように、ローが満たされていない場合に樹脂固めをしないまま研磨すると、差込み穴先端が外側に広がりやすくなることを考えると、上記断面写真が原形状をそのまま維持しているとはいえない。

えると、上記断面写真が原形状をそのまま維持しているとはいえない。 他方、本件出願後の製造に係る被控訴人パイプにおいては、パンチ刃の 肩部による十分な加圧がされていることから、差込み穴両端部の突起部分に本件出 願前製品のようなばらつきはなく、ほぼ均一の形状及び大きさの突起を備え、突起 と差し込まれたチューブとの間のロー溜りに多くのローが充填されている。このこ とは、本件出願前製品が、本件出願後の製造に係る被控訴人パイプと異なり、パン チ刃の肩でパイプの差込み穴を加工するものでなかったことを示すものである。

このことは、被控訴人が、本件出願前製品に関して、本件考案と同じ技術的思想を有していなかったこと、その後、被控訴人において熱交換器用パイプの 差込み穴の成形方法を変更していることを示すものにほかならない。

大学をは、自然法則を利用した技術的思想の創作であり、一定の技術的課題の設定、その課題を解決するための技術的手段の採用及びその技術的手段にある。 関する最高裁昭和61年10月3日第二小法廷判決・民集40巻6号1068頁 照)。そして、本件考案が、実用新案法3条1項2号に規定する「公然実施をされた考案」といえるためには、その構成要件を備えた技術的思想の創作について不特定の第三者がその内容を知り得る状態にあったことを要する。ところが、被控訴人が、本件出願日前において、本件考案と同じ技術的思想に基づく解決手段を採用する意図を有していなかったこと は、上記ア〜ウから明らかである。したがって、本件出願前製品から、本件考案の構成を備えた技術的思想の創作を、不特定の第三者が知り得るとは到底いえず、被控訴人が、本件出願前製品をもって、本件考案と同一の考案を実施していたということはできない。また、先使用権についても、「考案の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者」(実用新案法26条において準用する特許法79条)に与えられる法定実施権であり、上記の意味での考案が存在することが大前提である。

そうすると、本件出願前製品に関して、公然実施又は先使用権に係る考案が存在したとはいえず、あるいは、仮に、何らかの意味で存在していたとしても、考案として未完成というべきである(先使用者は、発明の思想、殊に課題解決の手段を構成する外部的因果関係を経験的に把握し、発明思想に対し事実的に支配可能の状態にあったことを要するとした大阪地裁昭和41年2月14日判決・判例時報456号56頁、低割合で不良品が混入していたとしても特許権を実施していたと評価すべき実体はないとした名古屋高裁平成9年12月25日判決・判例タイムズ981号263頁参照)。

- (4) 仮に、先使用権の成立する余地があるとしても、その範囲は、せいぜい最小限のロー溜まり部を設けるという技術的思想に基づく考案に限られるというべきであるから、現行の被控訴人パイプにおけるような画一的かつ十分なロー溜まり部を設けてロー付けを確実にするという技術的思想に立脚しているものには、先使用権は及ばないと解さなければならない。
- (5) 原判決は、公然実施の日を、上記(3)の製造番号NKK9810の熱交換器用コンデンサーの搭載された自動車の登録日である平成元年8月25日と認定するが、自動車の登録後にエアコン及び熱交換機を搭載するこということも珍しくはなかったから、上記自動車の登録時に、当該熱交換器が現に搭載されていたと即断することはできず、本件において、公然実施の時期の立証はないというべきである。2 被控訴人の主張

また、控訴人は、甲50の2、3、甲53、63、66の「鑑定書」等さいて、①F社作成図面(乙24の2枚目)に従って加圧成形をすることはいこと、②突起の角度はスプリングバックによってパンチ刃の肩部の角度より真さくなること、③被控訴人の製造に係る熱交換器用パイプの光学顕微鏡組織写真による観察の結果、本件出願日前製品については加圧成形されたことを示すアルミニウムの再結晶が確認されなかったこと、④本件出願前製品の差込み穴両端部の会は、不適切な加工方法から生じた不良品であることが示されている旨主張する。いし、①の点は、被控訴人が現に使用するパンチ刃と全く同一のものとはいえないものの寸法に基づいて加圧成形の可否を論ずるものであって、そもそも無意は、の寸法に基づいて加圧成形の可否を論ずるものであって、そもそも無意は、②~④の点は、被控訴人技術企画部長口作成の報告書(乙34の2~4)によって理由のないことが明らかにされている。

- (2) 被控訴人が、本件仮処分事件及び原審において、上記1(3)ウで引用のとおりの主張をしたことは認める。しかし、この主張は、パンチ刃の肩部で差込み穴両端部の突起が形成されるとの被控訴人の主張と何ら矛盾するものではない。そもそも、本件考案は、冷媒漏れの防止等の効果を標ぼうしているが、差込み穴の突起がこのような効果に深く関与することは実際上あり得ず、被控訴人としては、本件仮処分事件段階から一貫して主張してきたとおり、これをバリの類のものと認識しており、主張の変遷など存在しない。第3 当裁判所の判断
 - 1 争点 1 (構成要件充足性) について

争点1についての判断は、原判決「事実及び理由」欄の「第三 当裁判所の判断」の「一 争点1 (構成要件充足性)について」のとおりであるから、これを引

用する。

2 争点2(公然実施による実用新案登録の無効)及び争点3(先使用による通常実施権)について

(1) NKK9810熱交換器用パイプの差込み穴両端部の突起についてア 証拠(乙7、26、27、33、検乙3、4)及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、平成元年8月10日、製造番号NKK9810の熱交換器を製造したこと(なお、弁論の全趣旨によれば、「9810」の数字は、198<u>9</u>年8月10日の下線部の数字に由来するものと認められる。)、当該熱交換器は、198<u>9</u>年8次代式会社製造の軽自動車「アルト」(車両番号浜松50か5010、同月25日歳)のエアコン用に搭載されたものであること、当該熱交換器は、本件考案の構成要件a~cに相当する構成、すなわち、冷媒を流すチューブを差込む横長の信えのが長手方向に一定の間隔で多数形成されてなる熱交換器用パイプを備え(同)、その熱交換器用パイプには、同差込み穴がプレス成形され(同)を照)、その熱交換器用パイプには、同差込み穴がプレス成形され(同)の同との情域を有することが認められる(以下、上記熱交換器用パイプを「NKK9810熱交換器用パイプ」という。)。なお、NKK9810熱交換器用パイプを「NKK9810熱交換器用パイプ」という。)。なお、NKK9810熱交換器用パイプを「NKK9810熱交換器用パイプ」という。)。なお、NKK9810熱交換器用パイプを「NKK9810熱交換器用パイプ」という。)。なお、NKK9810熱交換器用パイプを関立との表質に関する事実実験公正証書」(こ7)に示されているところであって、何らかの作為が介入している事情はない。

そこで、NKK9810熱交換器用パイプが、本件考案の構成要件d、eに相当する構成を備えるものかどうかを見るに、同パイプの差込み穴部分を径方向に切断したサンプルの切断面を示すことが明らかな前掲乙7添付の写真(番号50、52~57、59、60、64~67)、同サンプルの現物であることが明らかな検乙4及び同サンプルを切断した残部である熱交換器の現物であることが明らかな検乙3によれば、NKK9810熱突換器用パイプに設けられた差込み穴の手方向端部の内周面には、平行部よりも肉厚方向外側に外側広がりの挿入ガイドのが同平行部と連続して成形されていること(構成要件d参照)、その挿入ガイド部の外側にそれと連続して外側広がりの突起がパイプの外周面より外側に突出するように形成されていること(同e参照)が、一見して明白に看取されるというである。そして、上記外側広がりでパイプの外周面より外側に突出するように形成されている突起が、本件考案の構成要件eに規定する「ガイド突子」に当たることは明らかである。

なお、上記の証拠のみからは、NKK9810熱交換器用パイプの挿入ガイド部が「加圧成形」されたものかどうかは明らかでないが、同パイプが、本件考案の構成要件dの「挿入ガイド部が・・・加圧成形され」ているかどうかの点を除いて、本件考案のすべての構成を備えることは、上記の証拠による外形的な観察から明白ということができる。

イ 控訴人は、上記熱交換器用パイプは、差込み穴の成形後に、チューブ差込み、ロー付け、塗装といった工程を経ており、更に切断面を示すための切断及び研磨が加えられていることからすると、上記断面写真が原形状をそのまま維持しているとはいえない旨主張する。

しかし、前掲之う、検乙3、4によれば、NKK9810熱交換器用パイプに多数存在する差込み穴両端の突起は、左右がほぼ均一の形状及び大きさで整然と形成されていることが認められるところであり、チューブの差込み時の偶発的な接触等によって形成されたとは到底考えられず、また、チューブと平行部との接触摩擦によって、パイプの外周面より外側に突出するような突起が形成されるなどと考える余地もない。

次に、ロー付け及び塗装の影響について見るに、H機械技術グループI作成の熱交換器用チューブの断面拡大写真(甲57の2~5、甲58、59の各2)及び控訴人作成の同写真のなぞり書(甲58、59の各3)によれば、熱交換器用チューブの差込み穴両端部において、ロー付けに係るローが、挿入ガイド部の外周面側先端付近に、わずかに盛り上がるようにして付着することがあり得ること自体は認められる。しかし、そのようなわずかなローの盛り上がりは、前掲乙7、26、27、33、検乙3、4によって認められるNKK9810熱交換器用パイプの差込み穴両端部に形成されている明確な突起とは、明らかにその態様を異にするというべきであって、この突起がロー付けや塗装によって形成されたものである

とは、到底認めることができない。

また、切断面を示すための切断及び研磨の影響をいう点については、前 掲検乙3のパイプに多数残されている、切断及び研磨のされていない差込み穴に も、切断面におけるものと同様の突起を明らかに見て取れる事実を全く無視した主 張というほかなく、採用することはできない。

NKK9810熱交換器用パイプの挿入ガイド部の成形方法について そこで、進んで、NKK9810熱交換器用パイプの「挿入ガイド部 が・・・加圧成形され」(本件考案の構成要件 d) たものといえるかどうかについ て検討する。

本件出願後の製造に係る被控訴人パイプの挿入ガイド部が「加圧成形」 されたものであることは、本件考案の構成要件dの充足性に関する前記引用に係る 原判決の説示(原判決33頁4行目~37頁6行目)のとおりであるところ、控訴 人は、これと本件出願前製品とでは、成形方法に変更があった旨主張する。しか し、昭和63年1月19日付けF社作成図面等の添付された被控訴人代表者作成の 上申書(乙24)、同年2月9日の日付印のあるE株式会社作成のパンチ刃図面 (乙35の1)及び同会社代表者作成の証明書(乙35の2)によれば、被控訴人 は、本件出願日の前後を通じて、細部の寸法や角度等は若干異なるものの、先端に 台形状の刃を有し、幅広偏平状の平行部分に続いて段状肩部を備えるという点で上 記F社作成図面と基本的な構造を同じくする特殊なパンチ刃を用いて、これをパイプに押し当て、切り裂くようにして差込み穴を成形し、その際、同時に上記挿入ガイド部が成形されるという方法を一貫して採用していることが認められる。

イ 控訴人は、被控訴人の主張に係る差込み穴の成形方法によっては、本件 考案の構成に相当する突起は形成されない旨主張し、その根拠として、B作成の 「鑑定書」等(甲50の2、3、甲53、63)及びC作成の「鑑定書」(甲6 6)を援用するが、以下のとおり、その根拠とするところは、いずれも採用するこ とができない。

第一に、甲50の2の「鑑定書」中で、「F社作成図面(注、乙24の2枚目の図面)のパンチ刃の肩をパイプの外周にあてる場合には、パンチ刃の刃先 がパイプの内面にあたるので、肩を使って、差込み穴両端を加圧成形することは不可能である」(4頁12行目~14行目)、「検乙4号証・・・にみられる『突起らしきもの』がF社作成図面のパンチ刃の角度45度の肩で押し当てて作られたも のとすれば・・・角度45度に成形された後、スプリングバックによって戻り、4 5度以下になるのが普通である。・・・従って・・・『突起らしきもの』は、前記 パンチ刃の角度45度の肩を押し当てて成形されたものではない」(同頁19行目 ~末行)とする部分については、上記F社作成図面に示されたとおりの寸法及び肩 部角度を有するパンチ刃を、外径22.2mm、肉厚1.2mm又は1.6mmのパイプに使用することを前提とするものであることが明らかである。しかしながら、被控訴人の使用するパンチ刃が、F社作成図面のものと比較して、基本的な構造は同一 ながら、細部の寸法や角度等が若干異なることは上記認定のとおりであるばかりで

なから、細部の寸法や角度等が若十異なることは上記認定のとおりであるはかりでなく、そもそも、NKK9810熱交換器用パイプの差込み穴について、これが乙24の上記図面どおりの寸法及び肩部角度を有するパンチ刃で成形されたことを認めるに足りる証拠がない本件においては、これを所与の前提として突起の形成の是非を論ずること自体、全く無意味というほかはない。第二に、甲50の2の「鑑定書」中には、「検乙3号証の差込み穴の突起らしきものは、極度に大きく、ロー不足が生じている。また、くびれや亀裂らしきものも見られる。・・・このような形状が生じている理由は、パンチ刃がパイプをものも見られる。・・・このような形状が生じている理由は、パンチ刃がパイプの径方向)に位置ずれ(芯ずれ)して押し当てられた り、パンチ刃の押し込みすぎといった不適切な作業により生じたものと思われ る。・・・検乙3号証は、本件考案出願前の被控訴人の製品中でも、特異な原因で 生じた異常な製品であると思われる」(5頁4行目~16行目)との記載がある が、この点は、そもそもNKK9810熱交換器用パイプの挿入ガイド部が加圧成形されたことを否定する趣旨の記載とは認められない(考案の不存在又は未完成の 主張との関係では後述する。)

第三に、甲50の2の「鑑定書」中には、カットサンプル①(平成元年 1月26日被控訴人製造に係る製造番号NKK9126の熱交換器用パイプのも の)及び同③(同年6月8日被控訴人製造に係る製造番号NKK9608の熱交換 器用パイプのもの)については、カットサンプル②(平成11年1月被控訴人製造 に係る製造番号N9100993の熱交換器用パイプのもの)及び同④(平成5年

以上のほか、B作成の「鑑定書」等(甲50の2、3、甲53、63) 及びC作成の「鑑定書」(甲66)のその他全記載を総合しても、上記アの認定を 左右するに足りないというべきである。

ウ 以上によれば、NKK9810熱交換器用パイプの挿入ガイド部は、上記ア認定の方法によって成形されたものと認められ、これが「加圧成形」ということができることは明らかである。

したがって、NKK9810熱交換器用パイプは、本件考案の構成をすべて備えるものである。

(3) 考案の不存在又は未完成の主張について

ア 控訴人は、本件出願日前に、被控訴人が、本件考案と同じ課題を認識し、その解決手段として本件考案と同じ技術的思想に基づく解決手段を採用する意図を有していたとはいえないから、本件出願前製品において、本件考案に相当する考案は存在しないか、又は未完成であった旨主張する。 しかし、本件出願日前の製造に係るNKK9810熱交換器用パイプ

しかし、本件出願日前の製造に係るNKK9810熱交換器用パイプが、本件考案の特徴的構成とされる構成要件は、eを含め、その全構成をすべて備えることは前示のとおりである。そして、当該構成から、本件考案の目的である「チューブの差し込みが容易で、チューブが曲らず真直に差込まれ、チューブの一一付け面積が十分に広くとれる熱交換器用パイプを提供すること」(本件明細と「原判決添付、甲1〕段落【0006】)を達成し、チューブの差込みが容易とり、ロー付けを確実にし、冷媒が漏れにくくなる等の本件考案の意図する所期の別、「同段落【0021】参照)を奏することができることは明らかである(仮にを本件考案と同一の構成からこのような目的を達成することができず、その効果を表することができないとすれば、本件考案自体が未完成であるか、又は実用新案法を条所定の明細書の記載要件に不備があるといわなければならなくなる。)。

そうすると、NKK9810熱交換器用パイプが、単に本件考案の課題を提示するにすぎないものであるとか、当該課題を解決するための技術的手段の具体的な実施方法が分からないものであるとか、当該技術的手段によって当該課題解決の目的を達成することができないものであるなどといえないことは当然であり、本件考案と同一の構成を備えることによって、本件考案と同一の技術的思想としての「考案」を開示するものであって、同パイプに接した当業者において、当該考案を把握し、理解することは可能ということができる。

イ 控訴人は、本件出願前製品には、差込み穴両端部の突起部分の形状にばらつきがあることを、考案の不存在又は未完成の論拠の一つとして主張するが、NKK9810熱交換器用パイプが、現に本件考案のすべての構成を備え、本件考案と同一の技術的思想としての考案を開示している以上、他の本件出願前製品の差込み穴の突起部分の形状にばらつきがあったとしても、実用新案法3条1項2号にいう「公然実施した考案」が開示されていると認めるに何ら妨げないし、また、同パイプを業として製造した被控訴人が、実用新案法26条において準用する特許法79条にいう「その考案の実施である事業をしている者」といい得ることも明らかである。

また、控訴人は、被控訴人が、本件考案と同じ課題を認識し、その解決 手段として本件考案と同じ技術的思想に基づく解決手段を採用する意図を有してい たとはいえないことの論拠として、パイプの差込み穴の突起を「『バリ』に類するものと理解していた」などとする本件仮処分事件及び原審における被控訴人の主張を援用する。しかし、被控訴人において、本件考案の目的や効果が実用上ほとんど意味がなく、その有用性は評価に値しないとの認識を有し、それゆえこれを「『バリ』に類するものと理解していた」にせよ、それは、いわば考案としての価値評価における認識の相違にすぎず、そのことゆえに、公然実施ないし先使用に係る考案が不存在であるとか、未完成であるなどといえないことは当然である。さらに、甲50の2の「鑑定書」中には、NKK9810熱交換器用パー

さらに、甲50の2の「鑑定書」中には、NKK9810熱交換器用パイプは、不適切な作業等の特異な原因で生じた異常な製品であるとの記載がある中には、NKK9810があるとの記載があるとの記載があるとの記載があるとの記載があるとの記載があるといりである。しかし、甲63の「鑑定書」中には、「パンチ刃の中心はパイプ中心よりずれると、パンチ刃のうち位置ずれした方と反対の刃先が先にがった。 たに接触した方の押しが強くなるため、差込み孔左右先端のるが、先に接触した方の開きが大きくなる。この結果左右形状り810熱できる。 (5頁22行目~25行目)との記載があるところ、NKK9810対と形成されていることは前示のとおり、これは、同突起が形式を取りるとは前示のとおり、これを認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

ウ 以上によれば、NKK9810熱交換器用パイプは、本件考案と同一の技術的思想としての考案を開示するものであり、被控訴人は、その考案の実施である事業をしていた者であるということができ、当該考案が不存在であるとも、未完成であるともいうことはできない。

(4) 本件考案の明白な無効理由について

上記認定判断によれば、本件考案は、NKK9810熱交換器用パイプにおいて公然実施された考案と同一である。そこで、その公然実施された時期を検討するに、控訴人は、自動車の登録後にエアコン及び熱交換器が搭載された可能性を指摘するが、前掲乙7(特に、写真番号7、8、12~22、24、25)によって認められる当該熱交換器の設置態様から考えて、これが自動車登録後に搭載されたとは考えにくいというべきであるし、NKK9810熱交換器用パイプの製造日である平成元年8月10日と、上記自動車の登録日である同月25日という各日の符合から考えても、上記自動車の登録日までには、上記熱交換器用パイプの終日の符合から考えても、上記自動車の登録日までには、上記熱交換器用パイプに係るの符合から考えても、上記自動車の登録日までには、上記熱交換器用パイプに係るな然実施の日は、遅くとも本件出願日前である平成元年8月25日であるというである。

したがって、本件考案の実用新案登録は、実用新案法3条1項2号に違反してされたものであり、同法37条1項2号所定の無効理由を有することが明らかであるから、本件実用新案権に基づく権利行使は権利の濫用に当たり許されないというべきである。

(5) 先使用権について

なお、控訴人は、先使用権の成立する余地があるとしても、その範囲は、せいぜい最小限のロー溜まり部を設けるという技術的思想に基づく考案に限られる旨主張するが、NKK9810熱交換器用パイプが、被控訴人パイプと異なり、 「最小限のロー溜まり部を設けるという技術的思想」しか有していないとはいえな いから、上記主張は採用することができない。

以上のとおり、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。 よって、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担につき民事訴訟法67条1項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判官	篠	原	勝	美
裁判官	長	沢	幸	男
裁判官	宮	坂	昌	利